

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	鴻池	祥肇 (自民)	中原	爽 (自民)	齋藤	勁 (民主)
理事	荒井	正吾 (自民)	中村	博彦 (自民)	高橋	千秋 (民主)
理事	田浦	直 (自民)	西島	英利 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	山内	俊夫 (自民)	野村	哲郎 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	神本	美恵子 (民主)	森元	恒雄 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	松井	孝治 (民主)	山下	英利 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	山下	栄一 (公明)	山本	順三 (自民)	遠山	清彦 (公明)
	小池	正勝 (自民)	尾立	源幸 (民主)	西田	実仁 (公明)
	坂本	由紀子 (自民)	加藤	敏幸 (民主)	小林	美恵子 (共産)
	武見	敬三 (自民)	佐藤	雄平 (民主)	又市	征治 (社民)
						(16. 11. 26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された案件は、平成十五年度決算外2件である。

〔決算の審査〕

平成十五年度決算及び国有財産関係2件は、平成16年11月19日に提出された。このうち平成十五年度決算については、11月26日の小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、谷垣財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、平成十五年度国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

委員会においては、11月26日、谷垣財務大臣から平成十五年度決算外2件の概要説明を、森下会計検査院長から平成十五年度決算検査報告及び平成十五年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

また、同日、平成十四年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置について、小泉内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、委員会において、谷垣財務大臣からその説明を聴取した。

平成十四年度決算に関する警告に対して内閣の講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
(1) 平成十四年度決算検査報告では指摘金額が400億円を超え、過去20年間で最悪となったが、その指摘内容を見ても、医療や年金の社会保険における不適切な	(1) 決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等において、指摘事項の内容及び業務上留意すべき事項を周知させ、

<p>支出・保険料徴収額の不足、公共工事の施工不良等同種の不当事項が後を絶たないことは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、財政状況が厳しい中、このような事態が生じていることを重く受け止め、予算執行をより一層厳正に行うとともに、再発防止の抜本的対策を講じ、いやしくも違法・不当の指摘を受けることのないよう万全を期すべきである。</p>	<p>指摘を受けなかった官署等を含め、類似の指摘を受けることのないよう通達するとともに、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、議決の趣旨の徹底及び再発防止について十分に指導を行い、関係職員の資質の向上を図り、予算の適正、かつ、効率的な執行及び会計の事務の適正な処理に努力しているところである。</p> <p>今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2) 北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾である。平成八、九年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。</p> <p>政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。</p>	<p>(2) 警察における捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止については、会計の監査に関する国家公安委員会規則の下、すべての都道府県警察を対象に計画的に監査を実施し、その結果を国家公安委員会に報告することとするなど、監査の充実強化を図っているところである。</p> <p>警察に対する国民の信頼回復については、既に国家公安委員会の管理の下、警察庁において、関係都道府県警察と連携し、事案の解明に向け調査を進めており、事案の全容が明らかとなった段階で、責任の所在を明確にするとともに、返還すべき額を早期に確定し返還するなど、厳正に対処しているところである。</p> <p>今後とも、警察における監査の充実強化を図るとともに、適正経理の重要性に対する職員の意識を一層高めるなど、再発防止の徹底を図り、真に国民の信頼にこたえることができるよう努めてまいる所存である。</p>
<p>(3) 宇宙開発事業については、平成15年10月に従来いわゆる宇宙三機関が統合され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構</p>	<p>(3) 宇宙開発事業については、H-IIAロケット6号機の打上げ失敗等のトラブルが続いたことを厳しく受け止め、宇宙開</p>

に引き継がれたところであるが、地球観測衛星の運用停止、HⅡAロケット6号機の打上げ失敗等のトラブルが続発し、事業に対する国民の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾である。

政府は、国産ロケットの開発等の宇宙開発事業が科学技術の推進のみならず、我が国の国民生活、安全保障上も重要な意味を持つものであることを十分に認識し、トラブル発生の原因究明に努めるとともに、宇宙開発委員会及び宇宙航空研究開発機構の責任ある体制を整備し、再発防止策を徹底すべきである。

発委員会において特別会合等を開催し、技術・体制の両面から原因究明と対策の検討を行ったところである。その検討結果を踏まえ、独立行政法人宇宙航空研究開発機構において、固体ロケットブースタの設計変更等の技術的な対策を講じるとともに、信頼性推進評価室及び信頼性改革本部の設置等の体制面の強化を図ってきたところである。

また、宇宙開発委員会に設置したHⅡAロケット再点検専門委員会等からの技術的助言を受けつつ、同機構においてロケット・衛星について設計の基本にまで遡った全体の総点検を実施してきたところである。

今後とも、このような取組を通じて、我が国の宇宙開発事業の信頼の回復に努めてまいる所存である。

(4) 一部の勤労者福祉施設の譲渡に当たって、柔軟な公共性要件により大幅に減額して譲渡した結果、雇用保険事業の資産への回収金額が少なくなったことは、極めて遺憾である。また、社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等の事業運営において、多くの施設で累積赤字が生じ、さらに本来の設置目的を達成するための長期入居施設を設置していない等の状況が生じていることは、年金保険料の適正な使用の観点から看過できない。

政府は、年金福祉施設の維持修繕等に対し、特別会計から多額の国費が支出されていることを重く受け止め、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、年金保険料を福祉施設整備に使用しない等の整理合理化計画の策定に努める等、年金福祉施設の在り方の抜本的見直しを行うとともに

(4) 年金の福祉施設については、現下の年金制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料を福祉施設の整備費等に投入しないこととするとともに、5年をめどに廃止・売却による徹底した整理合理化を行うこととしている。

また、今後の施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう最大限努めてまいる所存である。

<p>に、年金福祉施設の譲渡を行う場合は、勤労者福祉施設の譲渡に関し指摘された問題点を踏まえ、適正な譲渡価格の算定等に努めるべきである。</p>	
<p>(5) 国立療養所 2 病院において、勤務実績のない医師や常勤と認められない医師に対し虚偽の勤務実績により給与等を支出するなどの不正な経理が行われてきたほか、全国的に医師名義の貸し借りが蔓延している実態が明らかになったことは、医療及び大学に対する国民の信頼を裏切る重大な問題であり、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、医師名義の貸し借りを根絶し、再発防止策を講ずるとともに、地域医療を担う医師の養成及び確保を推進すること等により、医師名義の貸し借り問題の温床とも言える医師の地域偏在問題の解消に積極的に取り組むべきである。</p>	<p>(5) 医師名義の貸し借りの問題については、病院における名義借りを防止するため、都道府県等による立入検査により重点的に指導・確認するよう通知を行ったところである。また、各国公私立大学長に対しても、実効性のある再発防止策を講じるよう通知するとともに、その防止・改善方策の実施状況について報告を求め、名義貸しの防止に一層取り組むよう要請したところである。</p> <p>さらに、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」で当面の取組課題等を取りまとめ、各国公私立大学長に対し地域医療の確保のための取組を要請するとともに、医師の地域偏在に対応し、過疎地域等における医師の確保を支援するため、過疎地域等において医師の確保が特に困難と認められる病院について、医師の配置標準数の緩和を認める特例措置を設けたところである。</p> <p>今後とも、医師の名義の貸し借りの防止、地域における医療の確保の支援に取り組んでまいり所存である。</p>

12月2日の委員会において小泉内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①会計検査、決算審査の在り方と予算への反映、②対中国を中心としたODAの問題、③特別会計改革、④三位一体改革、⑤イラク自衛隊派遣の延長問題、などである。

(2) 委員会経過

○平成16年11月26日（金）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書
平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森下会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成十四年度決算についての警告に対する政府の措置について谷垣財務大臣から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十五年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成16年12月2日（木）（第2回） — 全般質疑 —

- 平成十五年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、大野防衛庁長官、中川経済産業大臣、町村外務大臣、細田内閣官房長官、島村農林水産大臣、竹中内閣府特命担当大臣、麻生総務大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、中山文部科学大臣、南野法務大臣、村田国家公安委員会委員長、村上国務大臣、森下会計検査院長、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 荒井正吾君（自民）、※山下英利君（自民）、※森元恒雄君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、※神本美恵子君（民主）、※櫻井充君（民主）、山下栄一君（公明）、※西田実仁君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民）
※関連質疑

- 平成十五年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 決算の概要

平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書

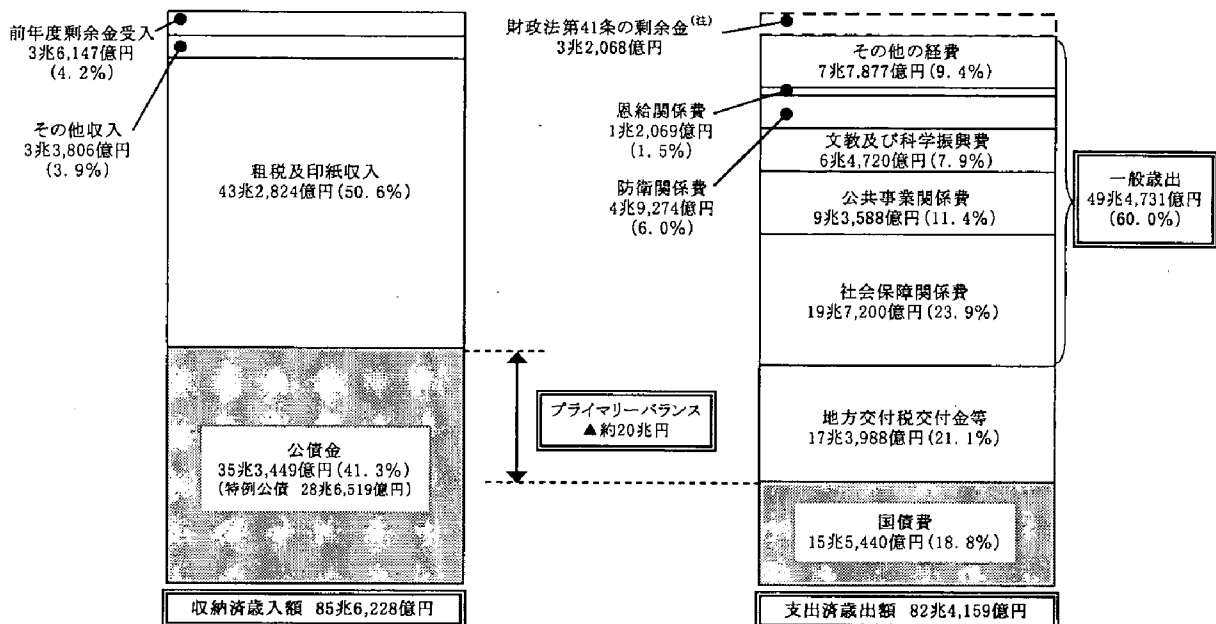
平成十五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は85兆6,228億円、歳出決算額は82兆4,159億円であり、差引き3兆2,068億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十六年度一般会計歳入に繰り入れられた。平成十五年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は1兆6,635億円、不用額は1兆874億円、また、財政法6条の純剰余金は1兆521億円である。

平成十五年度特別会計歳入歳出決算における32の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は385兆7,548億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は357兆6,913億円である。

平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆9,179億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は52兆2,349億円であるため、差引き6,830億円の剰余を生じた。

平成十五年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は5兆4,330億円、支出済額を合計した支出決算額は5兆2,055億円である。

〈平成十五年度一般会計歳入・歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額1兆6,635億円、地方交付税交付金等特定財源増4,911億円、財政法第6条の純剰余金1兆521億円である。

(資料)「平成15年度・決算の説明」等より作成

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書における15年度中の国有財産の差引純減少額は8兆7,023億円、15年度末現在額は102兆2,215億円である。

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書における15年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は153億円、15年度末現在額は1兆422億円である。